

第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会における
参加者宿泊斡旋等業務委託に関する覚書（案）

第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会（以下、「大会」という。）準備委員会委員長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、大会における参加者宿泊斡旋等業務委託について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、乙と令和6年度に締結される大会実行委員会委員長との参加者宿泊斡旋等業務（以下「業務」という。）の委託契約に先立ち、あらかじめ覚書を締結することにより、本業務を効率的かつ円滑に実施し、大会の運営に資することを目的とする。

（業務の履行期間）

第2条 この業務の履行期間は、覚書締結の日から令和6年度の業務が完了する日までとする。

2 乙は、甲と協議しながら業務を実施するものとし、その遂行に当たっては、甲は乙に必要な指示をすることができるものとする。

（大会実施に関する部署の設置）

第3条 乙は、組織内に業務に係る責任者及び専任の担当者を配置し、甲の指示事項に即応できる体制を整えるものとする。

2 乙は、責任者及び担当者について甲に報告するものとする。

（費用の負担等）

第4条 業務遂行に係る経費は、原則として準備委員会は負担しない。

2 委託料額は、令和6年度に準備委員会が解散し、実行委員会の設置後に締結する委託契約書に記載されるものとする。

3 委託契約書を締結するまでにこの業務に要した費用は、当該委託料の額に含まれるものとする。

（業務の内容及び報告）

第5条 委託業務の内容は、別紙1のとおりとする。

2 甲は、この業務の処理状況について、乙に必要な報告を求めることができる。

（責任の所在）

第6条 乙がこの業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

（大会の中止）

第7条 大会が天災地変その他やむを得ない事由により中止となった場合、本覚書締結により生じる乙の権利は消滅する。ただし、乙は、大会の中止以前に乙が果たすべきであった業務については完了しなければならない。

2 前項の場合、乙が提供した役務に要した費用について、甲又は大会実行委員会委員長は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(業務の実施不可能)

第8条 乙は、事故等の発生により営業停止処分等を受けるなど、業務を実施することが出来なくなった場合は、代行者の確保を行うなど、業務に支障が生じないようにしなければならない。

(秘密の保持等)

第9条 乙は、この業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、この覚書の趣旨を踏まえ、誠意を持って甲乙協議するものとする。

以上のとおり覚書の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をし、各自その1通を所持する。

令和5年 月 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会
準備委員会委員長

乙 (住所)
(業者名 代表者名)

別紙1 業務委託仕様書(添付)